

令和4年11月2日

日本生殖医学会会員・一般の皆様へ

一般社団法人日本生殖医学会

理事長 大須賀 穰

倫理担当理事 谷口 文紀

庶務担当理事 辻村 晃

生殖医療従事者資格制度担当理事 柴原 浩章

(公印略)

基本領域学会含む学会見解違反及び昨今の
本会会員が不適切な診療行為を行っているとの報道や投書を受けての
日本生殖医学会の基本的考えについて

拝啓 平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会会員は、生殖医療の専門家集団として「英知と良識を発揮して我が国の生殖医学を発展させ、社会の指導者たらん医療人を育成し国民に対して安全で安心な質の高い生殖医療を提供します。」という理念にご賛同いただいております。本会は、その会員の皆様とともに学術的知見を啓発振興する団体として活動しております。

ご承知おきの通り、2022年4月から新たに適用となりました不妊治療における保険診療を政府が検討する過程においても、本会の発刊した生殖医療ガイドラインが参考にされましたことは、本会が生殖医療の専門家集団として高い学術的知見の水準を備えているものと評価いただいているものであり、本会の振る舞い及び本会が先導する生殖医療の在り方には、社会からの関心も高く、重大な責務を担っていると認識しております。

それに伴い、本会会員、とくに役員・生殖医療専門医に対しては、コンプライアンス規定の遵守、高い倫理性を伴う行動が求められていることを、折々で確認をしております。他方、標記のような行為（事実、または事実でないものも含まれるかと思えます）について、本会がどのような姿勢や考えを持って対応しているか、本会理事会でも今一度議論と検討をいたしました。その結果、会員のみならず、広く一般の皆様にも本会の基本姿勢にご理解をいただき、適切で安心安全な生殖医療を提供することの重要性を、治療のご選択も含めご検討いただきたく、皆様にお願ひ申し上げる次第です。以下に、昨今の対応とともに本会の基本的考えをお示しいたしますので、ご高覧ください。

敬具

記

日本生殖医学会（以下、本会）では、生まれてくる子どもの福祉を守るとともに、医療技術の正確性・妥当性・安全性を科学的根拠に基づき評価する基本姿勢を重視しております。これは生殖医療を取り扱う学術振興団体としての使命であり、その前提には適正な法令遵守も含まれます。しかしながら、生殖医療の領域においては法整備の拡充等課題も多いのも現実であり、本会に対応しうることとして、会員に対しては、定める見解・ルールへの遵守、会員として高い倫理性を備えているか等、コンプライアンスの側面に照らしながら適切に対応しております。他方、一般の皆様においても本会の基本的考えをご理解いただき、安心安全な生殖医療とは何か、安心安全な生殖医療の提供の必要性についてご理解を深めていただきたいと思います。

<日本生殖医学会の基本的考え>

国民の皆様に対して安心安全な質の高い生殖医療を提供できるよう 最善を尽くします

安心安全な生殖医療とは、生まれてくる子どもの福祉が守られ、医療技術の正確性・妥当性・安全性が科学的根拠に基づき評価されている生殖医療です。現代は情報があふれ、中には正しくない情報も混在している世の中ですが、科学的根拠に基づいた生殖医療が提供されるよう、先導者として最善を尽くしてまいります。患者、国民の皆様におかれましてもよくご検討やご理解をいただいたうえで知識を深め、治療においてご選択いただきたいと思います。

<会員向け喚起>

昨今、適正な生殖医療に疑念をもたれる事案が発生いたしましたので、会員の皆様方には今一度自己点検を含め、ご留意いただきたく存じます。

①着床前遺伝学的検査（PGT-A）の実施について

基本領域学会である公益社団法人日本産科婦人科学会（以下、日産婦）により、見解遵守および症例登録が義務付けられています。日産婦がART登録施設として承認した施設において、常勤する生殖医療専門医により、条件に適合する患者に対して検査が実施されることを求めます。生命倫理問題を含み、まだ科学的根拠の不明確なPGT-Aが患者に正しい医学的情報が与えられないままに実施の判断がなされることは、患者の不利益に繋がる可能性があります。

②提供配偶子を用いた生殖医療について

日産婦「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する提案書」ならびに本会「提供配偶子を用いる生殖医療についての提言」を遵守することを求めます。特に提供卵子を用いた生殖医療におきましては、両学会の見解に則り「提供に係る金銭等の対価を供与すること及び受領することを原則として禁止するものの、実費相当分及び医療費等を提供者に補償することは妥当である。」ことが記されています。ここでは、斡旋業者による商業主義的行為の規制、提供者への補償の透明性の担保、長期的な情報管理などが必要となってきます。

以上、医療法におきましても、商業主義の排除、医学的そして生命倫理的な観点からの適切な医療が求められており、本会では社会的ルール・理念・わが国の状況などを念頭に置き、上記について丁寧に議論を重ねて社会としての方向性を見据えてまいります。

以上